



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(四件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………
- 公共測量の終了(二件)……………(同)……………
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 家畜人工授精師の登録……………
- …(産業労働局農業振興事務所振興課)……………
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………

告示

●東京都告示第四十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都土木技術支援・人材育成センター所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(水準測量)
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月五日から平成三十一年三月二十日まで

●東京都告示第四十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瑞穂町長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 瑞穂町
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 瑞穂町大字長岡長谷部地内
- 四 測量の期間 平成三十年十二月二十日から平成三十一年一月三十一日まで

●東京都告示第四十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(一級基準点測量)
- 三 測量の区域 八王子市北野町、柵田町、長房町及び石川町各地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月二十日から同年三月二十二日まで

●東京都告示第四十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千葉県葛南土木事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 千葉県
- 二 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 三 測量の区域 江戸川区江戸川一丁目、江戸川二丁目、江戸川三丁目、江戸川四丁目、江戸川五丁目、篠崎町三丁目、篠崎町四丁目、清新町二丁目、西葛西七丁目、西葛西八丁目、中葛西二丁目、中葛西三丁目、中葛西四丁目、中葛西五丁目、中葛西六丁目、中葛西七丁目、中葛西八丁目、東葛西一丁目、東葛西二丁目、東葛西三丁目、東葛西四丁目、東葛西五丁目、東葛西六丁目、東葛西七丁目、東葛西八丁目、東葛西九丁目、東篠崎一丁目、東篠崎二丁目、東篠崎町、東瑞江一丁目、東瑞江二丁目、東瑞江三丁目、南葛西一丁目、南葛西二丁目、南葛西三丁目、南葛西四丁目、南葛西五丁目、南葛西六丁目、南葛西七丁目、南篠崎町一丁目、南篠崎町二丁目、南篠崎町五丁目、堀江町、臨海町一丁目、臨海町二丁目、臨海町三丁目、臨海町四丁目、臨海町

町五丁目、臨海町六丁目及び下篠崎町各
地内

四 測量の期間 平成三十年十一月二十八日から平成三十
一年三月二十五日まで

●東京都告示第四十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、大田区
長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同
条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測定の種類 公共測量(基準点測量及び水準点測量)
- 三 測定の区域 大田区地内
- 四 測定の期間 平成三十年六月十五日から同年十二月十
四日まで

●東京都告示第四十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、大田区
長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同
条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測定の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測定の区域 大田区羽田一丁目、羽田二丁目、羽田四
丁目、羽田五丁目及び矢口三丁目各地内

四 測定の期間 平成三十年五月十六日から同年十二月十
七日まで

●東京都告示第四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のと
おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
いて縦覧に供する。

平成三十一年一月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年十二月二十 五日	稲城市大字東 長沼字一号八 十五番五の一 部	延長 五・一〇 幅員 四・〇〇

●東京都告示第四十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月十七日

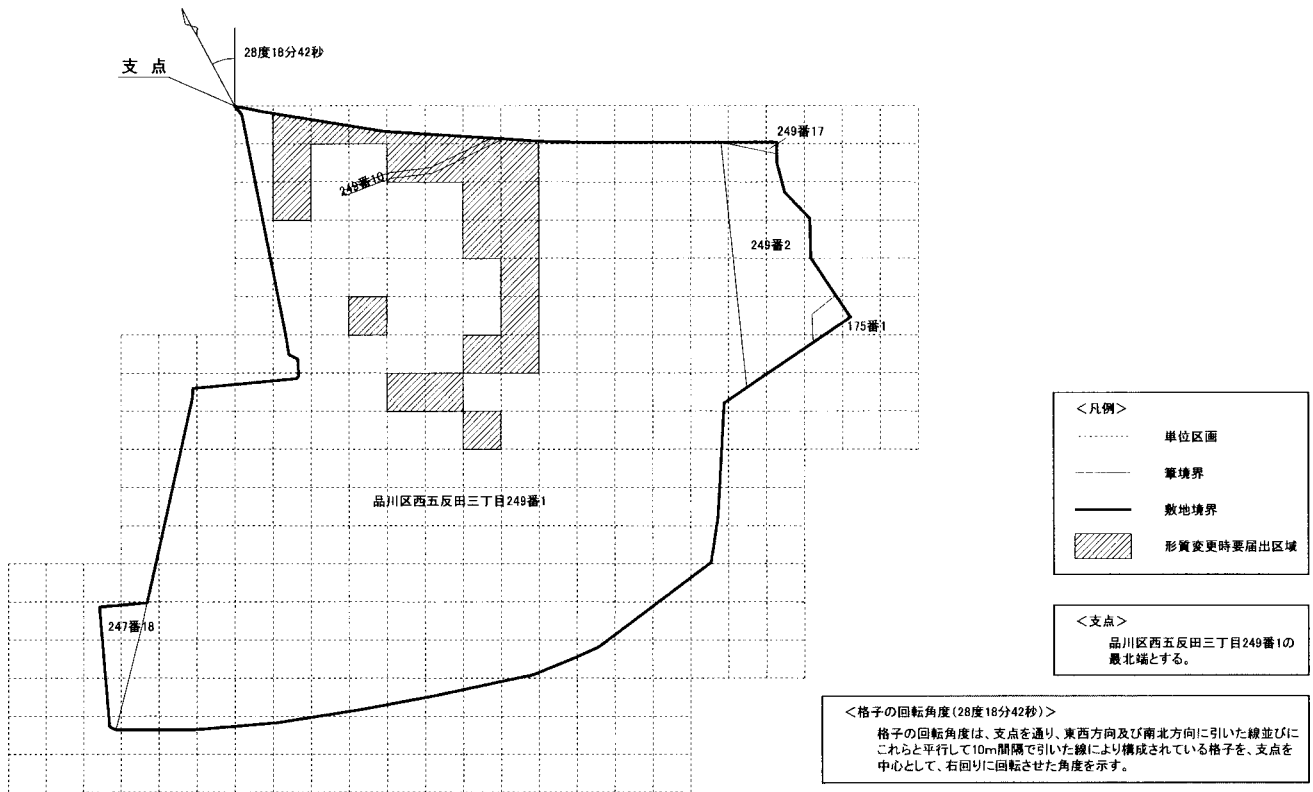
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区西五反
田三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化
合物

別図



●東京都告示第四十八号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成三十一年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百十号 平成三十年十月四日 東京都八王子市東浅川町七百五十六番地百五十四 井上 美和 牛 家畜人工授精の業務

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

平成三十一年一月十七日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成30年12月21日	荒川区選挙管理委員会	旧小台橋小学校	荒川区西尾久六丁目9番7号

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二一)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

